

論文

lose のような動詞の目的語を修飾する不定詞関係節：不定詞節の解釈に関する制約*

Infinitival Relative Clauses Modifying Objects of Verbs Such as
lose: Interpretive Restrictions on Infinitival Clauses

西 前 明

SAIZEN Akira

抄録

Berman (1974)は、不定詞関係節は *lose* のような動詞の目的語を修飾することはできないと述べたが、本稿はそのような動詞の目的語を修飾できないのは法的不定詞関係節であり、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節で修飾することは可能であると主張する。法的不定詞について二つの解釈規則を仮定し、法的不定詞関係節が問題の動詞の目的語を修飾できない事実、すなわち、法的不定詞関係節の解釈と物の使用目的を表す非法的不定詞関係節の解釈の非対称性を記述する。

キーワード：不定詞関係節、*lose* のような動詞、(非)法的解釈

1. はじめに

(1a-b)の(定形)関係節は不定詞を用いてそれぞれ(2a-b)のように言い換えることができる。(2)に含まれる不定詞節は不定詞関係節(infinitival relative)と呼ばれる。

(1) a. This is the fork [that you should sterilize].

b. This is the glass [that you should polish].

(2) a. This is the fork (for you) [to sterilize].

b. This is the glass (for you) [to polish].

Berman (1974: 38)は、不定詞関係節は lose のような動詞の目的語を修飾することはできないと述べている(Berman が実際に挙げた例は 6 節の(40)で見る)。しかし本稿のインフォーマント調査によると、(3)のような例は確かに非文法的であるが、(4)-(5)のような例は文法的である。((4)において、不定詞関係節の先行詞(the fork/glass)は前置詞(with)の意味上の目的語になっており、(5)の the book/one は動詞(show/read)の意味上の目的語になっている。)

(3) a. *I lost the fork [to sterilize].

b. *I broke the glass [to polish].

(4) a. I lost the fork [to eat olives with].

b. I broke the glass [to drink beer with].

(5) John lost the book [to show], not the one [to read].

(2a-b)の不定詞関係節は、(1a-b)の定形関係節で言い換えられることを見たが、(1)の定形関係節は法助動詞の should を含んでいる。一方、(6a-c)の不定詞関係節は、(7a-c)の法助動詞を含む定形関係節だけでなく、(8a-c)の法助動詞を含まない定形関係節でも言い換えられる。(非法的意味を持つ関係節を非法的関係節、法的意味を持つ関係節を法的関係節と呼ぶことにする(Saizen (2022: Chapter 3)を参照。))

- (6) a. This is the fork [to eat olives with].
b. This is the glass [to drink beer with].
c. This is the book [to show], not the one [to read].
- (7) a. This is the fork [that you should eat olives with].
b. This is the glass [that you should drink beer with].
c. This is the book [that you should show], not the one [that you should read].
- (8) a. This is the fork [that you eat olives with].
b. This is the glass [that you drink beer with].
c. This is the book [that you show], not the one [that you read].

(6a-c)および(8a-c)の関係節は、for+動名詞句を用いて、(9a-c)のように言い換えることもできる。

- (9) a. This is the fork [for eating olives with].
b. This is the glass [for drinking beer with].
c. This is the book [for showing], not the one [for reading].

(9)のfor+動名詞句は「物の使用目的」を表している(Swan (2016)を参照)¹⁾。すなわち、(6)の不定詞関係節は「物の使用目的」という非法的意味を持つ。

- (10) Is that cake for eating or just for looking at? (Swan 2016: entry 468)

本稿の調査によると、(11)=(4a-b)+(5))には、(12)の非法的解釈しかなく(13)の法的解釈はない。

- (11) a. I lost the fork [to eat olives with].
b. I broke the glass [to drink beer with].
c. John lost the book [to show], not the one [to read].

- (12) a. I lost the fork [for eating olives with].
 b. I broke the glass [for drinking beer with].
 c. John lost the book [for showing], not the one [for reading].
- (13) a. I lost the fork [that I should eat olives with].
 b. I broke the glass [that I should drink beer with].
 c. John lost the book [that he should show], not the one [that he should read].

ちなみに「消毒」や「研磨」を使用目的とするフォークやグラスは通常存在しない。すなわち、(15)に(16)の非法的解釈はない。

- (14) a. *the fork [for sterilizing]
 b. *the glass [for polishing]
- (15) a. *I lost the fork [to sterilize].
 b. *I broke the glass [to polish].
- (16) a. *I lost the fork [for sterilizing].
 b. *I broke the glass [for polishing].

以上のことから、本稿は、(11)と(15)の対立について、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節は *lose* のような動詞の目的語を修飾できるが、法的不定詞関係節はそれができないと考え、その理由を記述する^{2), 3), 4)}。

2 節で法的不定詞について、二つの解釈規則を提案する。3 節で、主語を修飾する法的不定詞関係節の解釈と目的語を修飾する法的不定詞関係節の解釈の非対称性を記述する。4 節で、法的不定詞関係節と定形関係節の解釈に関する非対称性を記述する。5 節で、法的不定詞関係節と物の使用目的を表す非法的不定詞関係節の解釈上の非対称性を記述する。6 節で Berman (1974: 38)が挙げた例について手短かに述べる。

2. 法的不定詞の解釈：二つの解釈規則

2.1 解釈規則(I)

Martin (2001: 146-147)によれば、convinceのような動詞を用いた、(17)のような文(変形生成文法の用語を借りれば、制御(control)文)の不定詞は法的意味を持ち、かつ、法的不定詞の出来事(event)は主動詞の出来事の後に起こる(Stowell (1982)も参照)。すなわち、(17)において、法的不定詞(to) goの出来事は主動詞convinceの出来事の後に起こる。

(17) Sara convinced Bill to go to the party. (Martin 2001: 147)

本稿では、法的不定詞の出来事が他の動詞の出来事の後に起こるという解釈が強制されるのは、ある特定の構造においてのみであると考え、(18)の解釈規則を提案する。(18)は、法的不定詞の解釈に関する構造的(=統語的)制約を規定する。

(18) 解釈規則(I)：法的不定詞 V_X の(潜在的)出来事は、 V_X を含む最小の定形節の中で、 V_X を含む最小の動詞句の主動詞 V_Y の出来事の後に起こる($V_X \neq V_Y$)。

例えば、(19a)のような例では、tellの出来事が法的不定詞(to) sterilizeの出来事に必ず先行する。(19b)では、tellの出来事が法的不定詞(to) pick outの出来事に先行し、かつ、(to) pick outの出来事が法的不定詞(to) sterilizeの出来事に先行する。

(19) a. He told me [to sterilize the fork].
b. He told me [to pick out the fork [to sterilize]].

(18)を支持する証拠として、Bach (1982: 36)の観察を取り上げる。Bachによると、(20a)のような不定詞理由節の例では、不定詞(to) use upの出来事が主動詞 buyの出来事と同時に起こる解釈が可能であるが、一方、(20b)のような不定詞目的節の例には、そのような同時に起こる解釈はない⁵⁾。(20a-b)は法助動詞を用いて(21a-b)のように言い換えることができるので、不定詞目的節も不定詞理由節も法

的不定詞節だと考えられる。)

(20) a. I bought it in order to use up my money. (Bach 1982: 36)

b. I bought it to give to my sister. (*ibid.*)

(21) a. I bought it so that I would use up my money.

b. I bought it so that I would give it to my sister.

Jones (1985: 24-55)は、不定詞目的節と不定詞理由節の構造的位置に関して、前者は動詞句の範囲内にあるが後者は動詞句の外にあると主張している。Jonesの主張と本稿の(18)の解釈規則に従うと、不定詞目的節は動詞句内にあるので、主動詞の出来事は不定詞の出来事に先行することになる。一方、不定詞理由節は動詞句内にはないので、主動詞の出来事が不定詞の出来事に先行する解釈が強制されることはない。ゆえに、(20a)では、主動詞と不定詞の出来事が同時に起こる解釈も許される。(理由節の出来事が主節の出来事に先行する解釈がないのは、理由節固有の意味によるものと思われる。すなわち、理由節(および目的節)が表す(潜在的)出来事は、主節の出来事の結果として生じるものである。)

法的不定詞関係節は“同時”解釈を許すだろうか。(非法的関係節については5節で述べる。) (22)は法的不定詞関係節、(23)は定形関係節の例である。

(22) a. *I did homework [to do].

b. *I read the book [to read].

(23) a. I did homework [that I should do].

b. I read the book [that I should read].

(22)が意味を成すためには、主節の出来事と不定詞関係節の出来事が同時に起こる解釈が可能でなくてはならないと思われる。しかし、本稿の調査によると(22)が容認されないことから、法的不定詞関係節は、不定詞目的節と同じく、そのような同時解釈は許さないとと言える。(22)において、先行詞 *homework/the book* を修飾する不定詞関係節の法的不定詞(*to do/read*) は、明らかに主動詞 *do/read* の動詞

句に含まれている。ゆえに、(18)の解釈規則の下で、法的不定詞(to) do/read の(潜在的)出来事は、主動詞 do/read の出来事の後に起こることになり、同時に起こる解釈は許されない。

2.2 解釈規則(II)

1 節で、(24)=(15)の不定詞節 to sterilize/polish は法的関係節であると述べた⁶⁾。

(24) a. *I lost the fork [to sterilize].

b. *I broke the glass [to polish].

(24)において、不定詞関係節は主節の主動詞の動詞句内にあるので、(18)の解釈規則に従うと、法的不定詞(to) sterilize/polish の(潜在的)出来事は、主動詞 lose/break の出来事の後に起こることになる。しかし lose/break の出来事の後に sterilize/polish の出来事が続くことは現実には不可能である。この意味的不適格性を記述するために、本稿は、(18)と共に(25)の解釈規則を提案する。

(25) 解釈規則(II) : 法的不定詞 V_X を含む文は、 V_X の出来事が実現する可能性を含蓄する。

(25)に従うと、(24)は法的不定詞(to) sterilize/polishの出来事が実現する可能性を含蓄していなくてはならない。しかし、sterilize/polishの出来事がlose/breakの出来事の後に実現する可能性はない。(24)が非文なのはそのためであると主張する。

(26)も(24)と同じく法的不定詞関係節の例である⁷⁾。(24)は容認されないが、(26)は文法的である。

(26) a. I picked out the fork [to sterilize].

b. I brought the glass [to polish].

(24)の主動詞lose/breakとは対照的に、(26)の主動詞pick out/bringの出来事の後に法的不定詞(to) sterilize/polishの出来事が実現することは可能である⁸⁾。すなわち、(26)は、(24)と異なり、(25)の解釈規則に関する問題を引き起こさない。

3. 主語を修飾する法的不定詞関係節の解釈：目的語修飾との非対称性

(27)は非文法的であるが、本稿の調査によると、(28)のような例は文法的である⁹⁾。(27)の不定詞節も(28)の不定詞節も法的不定詞関係節である。(27)の関係節は目的語を修飾しているが、(28)の関係節は主語を修飾している。

(27) a. *I lost the fork [to sterilize].

b. *They destroyed the satellite [to fix].

(28) a. The fork [to sterilize] disappeared.

b. The satellite [to fix] exploded.

(28)において、主語the fork/satelliteはdisappear/explodeが作る動詞句の外にあると仮定すれば¹⁰⁾、主語修飾の不定詞関係節to sterilize/fixは、(27)の目的語修飾の不定詞関係節と異なり、動詞句に含まれないことになる。(28)の構造をそのように考えれば、(18)の解釈規則(I)の下で、法的不定詞(to) sterilize/fixの出来事が他の動詞の出来事の後に起こる解釈が強制されることはない。すなわち、(28)では、法的不定詞(to) sterilize/fixの“潜在的”出来事がdisappear/explodeの出来事の前に起こるといふ解釈が許される。sterilize/fixの出来事はdisappear/explodeの出来事の後では実現不可能だが、前なら実現可能である。ゆえに、(28)は、(27)と異なり、(25)の解釈規則(II)に関する問題を引き起こさない¹¹⁾。

4. 定形関係節の解釈：法的不定詞関係節との非対称性

(29)は非文法的だが、本稿の調査によると、(30)のような定形関係節の例は文法的である。(29)の関係節も(30)の関係節も法的意味を持ち、どちらも目的語を修飾している。

(29) a. *I lost the fork [to sterilize].

b. *I wrecked the car [to wash].

(30) a. I lost the fork [that I should sterilize].

b. I wrecked the car [that I should wash].

(29)と(30)の対立について、should *sterilize/wash*(すなわち、法助動詞+原形動詞)の *sterilize/wash*を解釈規則(I)((31)=(18))および(II)((32)=(25))の支配下に置いて考えてみる。

(31) 解釈規則(I)：法的不定詞 V_X の(潜在的)出来事は、 V_X を含む最小の定形節の中で、 V_X を含む最小の動詞句の主動詞 V_Y の出来事の後に起こる($V_X \neq V_Y$)。

(32) 解釈規則(II)：法的不定詞 V_X を含む文は、 V_X の出来事が実現する可能性を含蓄する。

(29)において、*sterilize/wash*を含む最小の定形節は文全体である。一方、(30)において、*sterilize/wash*を含む最小の定形節は関係節であり、その内部に*sterilize/wash*を包含する動詞句は存在しない¹²⁾。ゆえに、解釈規則(I)の下で、*sterilize/wash*の出来事が他の動詞の出来事の後に起こる解釈が強制されることはない。すなわち、(30)では、*sterilize/wash*の“潜在的”出来事が*lose/wreck*の出来事の前に起こるという解釈が許される。*sterilize/wash*の出来事は*lose/wreck*の出来事の後では実現不可能だが、前なら実現可能である。ゆえに、(30)は、(29)と異なり、解釈規則(II)に関する問題を引き起こさない。

(30)は容認されるが、(33)は容認されない。

(33) *I lost the fork [that I will sterilize].

(33)のwillは、関係節の出来事が発話時における未来において実現する可能性があることを表す(Martin (2001: 146-147)を参照)。ゆえに、(33)では、*sterilize*の出来事が主節の*lose*の出来事の後起こる解釈が求められる。しかし、*lose*の出来事の後

にsterilizeの出来事が実現する可能性はないので、(33)は(29)と同じく非文法的である。(33)と対照的に、(34)は文法的である。sterilizeの出来事はloseの出来事の後では実現不可能だが、pick outの出来事の後なら実現可能である。

(34) I picked out the fork [that I will sterilize].

5. 物の使用目的を表す非法的不定詞関係節の解釈：法的不定詞関係節との非対称性

(35)は物の使用目的を表す不定詞関係節の例である。(35)は、for+動名詞句と定形関係節を用いて、(36)と(37)のようにそれぞれ言い換えることができる。

(35) The fork [to eat olives with] was in the tray.

(36) The fork [for eating olives with] was in the tray.

(37) The fork [that you eat olives with] was in the tray.

(35)は(37)のように言い換えられることから、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節の時制解釈は「現在」であると思われる。法的不定詞関係節が実現の可能性だけを表すのに対して、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節は、物の使用目的を事実として提示する。

(38)(=(26a))と(39)(=(28a))のような法的不定詞関係節の例では、不定詞の解釈のために関係節外の動詞も見なくてはならない。

(38) I picked out the fork [to sterilize].

(39) The fork [to sterilize] disappeared.

法的不定詞(to) sterilizeの出来事が実現する可能性があるのは、(38)では、主動詞pick outの出来事の後であるが、(39)では、主動詞disappearの出来事の前までである。

一方、物の使用目的を表す不定詞関係節の解釈は、関係節外の動詞および時制とは無関係に決まるものである。

6. Berman (1974)の例

一節で触れたように、Berman (1974: 38)は、不定詞関係節はloseのような動詞の目的語を修飾することはできないと述べた。その主張の根拠としてBermanがあげた例は(40)の対立である。

(40) a. *John lost a book for Mary to read. (Berman 1974: 38)

b. John bought a book for Mary to read. (*ibid.*: 37)

本稿は、loseのような動詞の目的語を修飾できないのは法的不定詞関係節であり、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節で修飾することは可能であると主張した。例えば、文法的である(41)=(4a)の不定詞関係節は、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節であり、非文法的な(42)=(3a)の不定詞関係節は法的不定詞関係節である。

(41) I lost the fork [to eat olives with].

(42) *I lost the fork [to sterilize].

(43)=(5)が容認されるのは、(41)と同様に、目的語を修飾しているのが物の使用目的を表す非法的不定詞関係節だからである。(43)は、for+動名詞句を用いて、(44)=(12c)のように言い換えることができる。

(43) John lost the book [to show], not the one [to read].

(44) John lost the book [for showing], not the one [for reading].

本稿の主張に従えば、(40a)が容認されないのは、(40a)の to read が(45)のような法的解釈しか許さないからだということになる。

(45) John lost a book that Mary should read.

本稿の調査によると、(40a)の *to read* が(43)の *to show/read* のように非法的(物の使用目的)に解釈されない要因が二つある¹³⁾。一つは、*the book to read* のような表現は、*the fork to eat olives with* のような表現と違って、*to read* だけでは使用目的として解釈しにくいという点である。フォークには、サラダ用、ステーキ用、デザート用など様々な目的に応じた種類があるが、本の使い途は通常 *to read* のみなので、*to read* だけつけると‘蛇足’になるだけである。本稿の調査によると、(46)は、(43)と対照的に、容認されない。

(46) *John lost the book to read.

もう一つの問題は、*for Mary* である。本稿の調査によると、(47a)が(47b)のように解釈される場合、すなわち、不定詞関係節が非法的解釈(物の使用目的)を受けられる場合、*you* は通常恣意的指示対象を指す(*you=one*)。

(47) a. the fork for you to eat olives with

b. the fork that you eat olives with

(48)のように非恣意的指示対象を指す表現(*Mary/her*)の場合は、通常(49)の法的解釈を受ける。

(48) the fork for *Mary/her* to eat olives with

(49) the fork that *Mary/she* should eat olives with

(43)の *to show/read* と異なり、(40a)の *to read* が非法的解釈を受けない理由は、以上の二点であると思われる。

7. 結び

lose、break、wreck、destroyのような動詞の目的語を修飾できないのは、法的不定詞関係節であり、物の使用目的を表す非法的不定詞関係節で修飾することは可能であると主張した。法的不定詞について、二つの解釈規則を提案し、法的不定詞関係節が問題の動詞の目的語を修飾できないのは、その規則が生み出す制限であると分析した。提案した解釈規則の下で、法的不定詞関係節と物の使用目的を表す非法的不定詞関係節との解釈に関する非対称性ととも、法的不定詞関係節と主語を修飾する法的不定詞関係節および定形関係節との解釈上の非対称性を記述した。lose、break、wreck、destroyのような動詞の意味的共通性の記述が今後の課題である。

注

*本稿は、英語語法文法学会第26回大会(2018年10月20日、於立命館大学)における口頭発表の一部に修正を加えたものである。外池滋生氏、野村忠央氏、柏野健次氏より貴重なご助言を頂き、また、Charles Laurier氏、Michael Smith氏にインフォーマントとしてご協力頂いた。記して感謝の意を表す。本稿における不備の責任は全て筆者にある。

1) (9)-(10)に含まれるようなfor+動名詞句を、Saizen(2022)では、for動名詞関係節(*for-gerundive relatives*)と呼んだ。

2) loseやbreakのような動詞の目的語が関係節に修飾されるとき、本稿の調査によると、目的語に不定冠詞が付くと、定冠詞が付く場合より容認度が下がる(i)。目的語がolive forkのような複合語である場合(ia)、および、動詞がpick outのような動詞の場合(iib)には、そのような差は見られない。理由は今のところ不明である。

(i) I lost *the/?a* fork to eat olives with.

(ii) a. I lost *the/an* olive fork.

b. I picked out *the/a* fork to eat olives with.

石居(1985: 74)は、(iii)の例について、「(限られてはいるが)容認される」と述べているが、本稿の調査では非文であった。

(iii) I lost a lot of friends to talk with. (Ishii (1985): 74)

3) (i)のような、不定詞関係節が **be** 動詞に後続する文も法的不定詞関係節と非法的不定詞関係節の分布の違いを示す例であると思われる(Saizen (2022: Chapter 3)を参照)。

(i) a. The fork is [to eat olives with].

b. *The fork is [to sterilize].

4) Bach (1982: 36, 38)は、不定詞目的節と共起する主動詞の選択には制限があると述べている。例えば、主動詞として **read** を用いることは、(ib)で示す通り、理由節では許されるが、(ia)で示す通り、目的節では許されない。(iia)で示す通り、**see** も用いることができない。しかし、この選択制限は、(iib)で示す通り、不定詞関係節には及ばない。したがって、(関係節として解釈した場合の)(iii)の非文法性は、(ia)・(iia)に見られるような、(不定詞目的節と共起する)主動詞の選択に関する制限とは別の現象である。

(i) a. *I read it to review. (Bach 1982: 36)

b. I read it (in order) to review it. (ibid.)

(ii) a. *I saw it to give to your sister. (ibid.)

b. I saw the book to give to your sister. (ibid.)

(iii) *I lost the fork to sterilize.

5) 不定詞関係節(infinitival relative clause)、不定詞目的節(infinitival purpose clause)、および、不定詞理由節(infinitival rationale clause)の意味的・統語的相違については、Faraci (1974)、Bach (1982)、Jones (1985: 5-24)、Huddleston and Pullum (2002: 1067)を参照。

6) (24)の不定詞節 **to sterilize/polish** を目的節とみなすと、(24)は明らかに意味を成さない。**lose/break** は **sterilize/polish** を目的として行う動作としては異常だからである。(さらに、**lose** については、意図的動作ではないので目的節と共起しないという問題もある。)

7) (26)の不定詞節 **to sterilize/polish** には、関係節だけでなく目的節の解釈もある。目的節の解釈は(i)の理由節の解釈にほぼ等しい。

(i) a. I picked out the fork [(in order) to sterilize it].

b. I brought the glass [(in order) to polish it].

8) (26)のような文は、法的不定詞の出来事が実現する可能性を含意するが、実際に実現したことは含意しない。(i)のような言い方も可能である。

(i) a. I picked out the fork to sterilize, but I didn't sterilize it.

b. I brought the glass to polish, but I didn't polish it.

9) (28)は(i)に比べると容認度がやや低いと判断した話者もいたが、その話者も(27)に比べると(28)の容認度ははるかに高いと述べている。

(i) a. The fork [to sterilize] was in the tray.

b. The car [to wash] was in the garage.

10) 主語が(語彙的)動詞を主要部とする動詞句の外にあるという分析については、Chomsky (1995: 329-334)を参照。

11) (i)のような受動文の容認度については、本稿の調査によると、(ii)と同じくらい低いと判断した話者と(iii)と同じくらい高いと判断した話者がいた。変形生成文法的に分析すると、両者の違いは、不定詞関係節を解釈する位置の違いによるものかもしれない。関係節の解釈を、(iv)で示す)the forkの基底位置で行えば、その適格性は(ii)と同じになるが、the forkが主語の位置に上昇した後に行えば、その適格性は(iii)と同じになるはずである。関係節が先行詞の移動後に付加される可能性については、Lebeaux (1988)、Chomsky (1995: 204-205)を参照。

(i) %The fork [to sterilize] was lost.

(ii) *I lost the fork [to sterilize].

(iii) The fork [to sterilize] disappeared.

(iv) was lost the fork [to sterilize].

12) 法助動詞は動詞ではなく、出来事を表すものではないとすれば、(30)において、shouldは解釈規則(I)のV_Yには該当しない。

13) (40a)には、目的語(a book)に不定冠詞が付いているという問題もある(注2を参照)。

参考文献

Bach, E. (1982) "Purpose Clauses and Control," in P. Jacobson and G. K. Pullum, eds., *The Nature of Syntactic Representation*. Reidel, Dordrecht.

- Berman, A. (1974) "Infinitival Relative Constructions," *CLS* 10, 37-46.
- Chomsky, N. (1995) *The Minimalist Program*. MIT Press, Cambridge, Mass.
- Faraci, R. (1974) *Aspects of the Grammar of Infinitives and For-phrases*. Doctoral dissertation, MIT.
- Huddleston, R. and G. Pullum. (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge University Press, Cambridge.
- 石居康男 (1985) 「I have a topic on which to work.」『英語教育』第34卷5号、72-74. 大修館書店, 東京.
- Jones, C. (1985) *Syntax and Thematics of Infinitival Adjuncts*. Doctoral dissertation, University of Massachusetts.
- Lebeaux, D. (1988) *Language Acquisition and the Form of the Grammar*. Doctoral dissertation, University of Massachusetts.
- Martin, R. (2001) "Null Case and the Distribution of PRO," *Linguistic Inquiry* 32, 141-166.
- Saizen, A. (2022) *The Structure of English Non-finite Relatives*. Doctoral dissertation, Aoyama Gakuin University.
- Stowell, T. (1982) "The Tense of Infinitives," *Linguistic Inquiry* 13, 561-570.
- Swan, M. (2016) *Practical English Usage*. Fourth edition. Oxford University Press, Oxford.